

Society5.0の実現に向けた成長基盤の構築を目指す

OAG税理士法人 法人税部 長田 令 前田雅司

令和2年度(2020年度)の税制改正大綱には、グループ通算制度の創設や企業の内部資金並びに技術の有効活用の観点からオープンイノベーションに係る措置や5G通信用認定設備を取得した場合の税制創設が盛り込まれました。本稿では改正内容を抜粋して、概略を説明致します。今後、通常国会で変更になる可能性もありますので、ご注意ください。

1 連結納税制度からグループ通算制度への移行

事務負担の軽減等を目指し、令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度から、グループ内で損益通算ができる基本的な枠組みを維持しながら、親法人与子法人が、各社で申告・納税するグループ通算制度に移行します。



グループ通算制度への移行前後の比較		
内容	連結納税制度(移行前)	グループ通算制度(移行後)
申告・納税の主体	親法人	各法人
事業年度	親法人事業年度	親法人事業年度
電子申告	任意(親法人の資本金の額等が1億円超の場合は令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から強制)	強制
所得計算	各法人および連結納税グループ全体での調整、配分を行う	欠損法人の欠損金額の合計額を所得法人の所得金額の比で配分し、所得法人において損金算入する この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する
法人税率	親法人が中小法人に該当する場合は連結納税グループ全体で軽減税率適用	通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合は通算グループ内の全ての法人で標準税率適用

① 時価評価課税や繰越欠損金切捨て対象となる法人の範囲の縮小

グループ通算制度の適用開始時または通算グループへの加入時の時価評価課税および繰越欠損金の切捨ての適用については、次の「時価評価課税および繰越欠損金の切り捨て対象外となる類型」の(3)に該当する法人が適用対象外法人として新たに加わります。

時価評価課税および繰越欠損金の切り捨て対象外となる類型	
既存	(1)適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
既存	(2)100%グループ内の新設法人
新規	(3)完全支配関係継続要件、事業継続要件等の適格組織再編と同様の要件を満たして加入する法人 [※]
※50%超の支配関係が5年超の法人または共同事業を行う法人に該当しない場合、繰越欠損金や資産の含み損について制限あり	

② 単体納税制度の見直し

グループ通算制度への移行で見直される主な単体納税制度は、下記の「単体納税制度の見直し前後の比較」の通りです。この移行は、グループ通算制度を適用しない法人にも影響しますので、注意が必要です。

単体納税制度の見直し前後の比較		
単体納税制度	現行	見直し後
受取配当等の益金不算入制度	関連法人株式等または非支配目的株式等に該当するか否かの判定 法人が支払う負債利子×期末関連法人株式等の帳簿価額合計額/貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	100%グループ内の法人全体の保有株式数等により行う 関連法人株式等に係る配当額等の額の10分の4相当額(その事業年度に支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする)
寄附金の損金不算入制度	損金算入限度額の計算基礎として資本金等の額を用いる	損金算入限度額の計算基礎として資本金の額および資本準備金の額の合計額を用いる
貸倒引当金	連結グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する	100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する

2 オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出する法人で、特定事業活動を行うものが、令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに取得した特定株式(経済産業大臣の証明があるもの)を、取得した日を含む事業年度末まで保有し、かつ取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額(その事業年度の所得金額が上限)を損金の額に算入することができます。

上記特別勘定の金額は、特定株式の取得から5年以内に当該株式を譲渡した場合や配当を受けた場合等には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入することとなります。

ポイント

- ▶ 設立後10年未満の内国法人(既に事業を開始しているものに限る)の資本金増加を伴う払込みにより交付されるものであること。
- ▶ 払込金額が1億円(中小企業者が行う払込みの場合は1,000万円)以上であること。ただし、対象となる払込み額に上限を設ける見直し。

3 5G(第5世代移動通信システム)導入促進に係る税制の創設

「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律」(仮称)の制定を前提に、青色申告書を提出する一定の法人が同法の施行日から令和4年(2022年)3月31日までに一定の対象設備を取得して国内の事業の用に供した場合等には、その取得価額について30%の特別償却と15%の税額控除(当期法人税額の20%相当額が上限)との選択適用ができます。

4 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避スキームへの対応

これまでも国際的な租税回避や脱税に対して「BEPSプロジェクト」の合意事項等を踏まえた対応が行われてきましたが、令和2年度(2020年度)の改正では、子会社株式の譲渡等により譲渡損失を創出させる租税回避について、見直しが行われました。

5 大企業の税額控除制度の適用制限措置の要件の見直し

研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、下表の見直しが行われます。

大企業の税額控除制度の適用制限措置の要件見直し前後の比較		
税制	現行	見直し後
研究開発税制	国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 10%	国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 30%
賃上げ税制	国内設備投資額 ≥ 当期減価償却費 × 90%	国内設備投資額 ≥ 当期減価償却費 × 95%

6 交際費等の損金不算入制度の見直し

次の見直しを行い、適用期限が2年延長されます。

- ① 資本金の額等が100億円超の法人について、接待飲食費の特例の対象法人から除外
- ② 中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長

7 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

次の見直しを行い、適用期限が2年延長されます。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち、常時使用する従業員数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)へ引き下げ

8 電子帳簿等保存制度における電磁的記録の保存方法の範囲の見直し

令和2年(2020年)10月1日から、電子帳簿等保存制度における電磁的記録の保存方法の範囲に次の方法が加わります。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
- ② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正または削除を行うことができないシステムを含む)において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

9 消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限を延長する特例が適用される法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の確定申告書の提出期限が1カ月延長されます。

この改正は、令和3年(2021年)3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

《成長戦略をサポートする税務は、OAG 税理士法人にお任せください》

OAG 税理士法人には、税制改正を成長戦略に活かすノウハウがあります。短期の計画から長期の戦略まで、会計の力で強力にサポート致します。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 法人税部

☎ 03-3237-7530